

(別紙)

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令案」に対する意見募集の結果

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「推進法」という。)に基づいて定める「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定海外事業計画の認定等に関する命令」(以下、「本命令」という。)に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	我が国の経済安全保障の確保を図るため、特定海外事業計画の認定制度を整備し、支援と適正な管理を行うという本命令案の趣旨に深く賛同。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
2	本制度が実質的に機能し、我が国企業が過度な事務負担や事業遅延のリスクを負うことなく迅速かつ円滑に海外展開を進められるようにするためには、実務の実情に配慮した手続きの簡素化や要件の明確化が不可欠。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
3	申請の際、取引先や共同事業者の直近3期間の事業報告・貸借対照表・損益計算書等の添付が求められているが、海外の取引先等においては、非上場企業であることや機密保持・守秘義務を理由に、詳細な財務情報の提供を拒むことが想定される。 そのため、下記2点の改善を提案する。 ①省令内に「ただし、外国事業者であることその他の合理的理由により当該資料の入手が困難である場合は、当該事業者の概要を記載した書面又は代替可能な資料の提出をもって代えることができる」旨のただし書きを追加すること。 ②または、運用ガイドラインにおいて、公的機関の登記情報、第三者調査機関(信用調査会社等)のレポート、あるいは主要財務指標の要約(サマリー)の提出による代替を認める旨を明記すること。	本命令において、申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書について、一定の場合に代替資料の提出を可能とすることを規定しております。
4	申請者に対して「最近三期間の事業報告等の写し」を求めているが、企業設立後3期間を経過していないため、書類が提出できない場合がある。 改善策として、「設立後3期間を経過していない申請者については、存続する期間分の事業報告等及び事業計画書(資金計画・収支予測)の提出をもって足りる」旨を規定。	本命令において、申請者の最近三期間の事業報告の写しについて、一定の場合に代替資料の提出を可能とすることを規定しております。
5	軽微な変更を「認定特定海外事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更」と定めているが、「実質的な変更」の境界が曖昧であると、企業側は変更認定申請が必要可否の判断できない。それに伴い、手続の遅延や行政側の照会対応負担が増大するおそれ。 改善策として、軽微な変更に関する具体的な基準を明記すべき。	頂いた御意見のとおり、軽微な変更の基準を明確にすることにより、手続遅延や照会対応の負担が軽減されと考えられます。一方で、認定特定海外事業計画の変更の内容は様々であり、それぞれについて経済安全保障への影響等を踏まえ個別に判断する必要があるため、原案のままとさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
6	本認定手続においては、財務大臣への協議や、国際協力銀行による「実現可能性や収益性の評価その他の調査」が含まれているとともに、審査にかかる期間が不透明であり、投資機会の逸失や海外パートナーからの信用失墜に繋がる。 ・申請受理から認定・不認定の決定に至る「標準処理期間」を設定し、公示することを提案。 ・標準処理期間のカウントやJBICへの調査依頼手続について透明性を確保し、進捗状況を提示できる仕組みを提案。	頂いた御意見のとおり、認定に係る標準処理期間を明確にすることにより、事業者の予見可能性を高めることにつながると考えられます。一方で、本制度における特定海外事業の内容は様々であり、それぞれについて実現可能性や収益性の評価のほか、経済安全保障への影響等を踏まえ個別に判断する必要があり、事業内容に応じて審査に係る期間は大きく変わりうるため標準処理期間は定めないこととしております。
7	事業実施に「著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき」の遅滞ない報告義務が課されており、「著しい支障」の定義が不明確であるため、企業側で極めて軽微なトラブルまで報告すべきか悩む過剰反応が生じ、双方の事務負担が増加する懸念がある。 運用ガイドライン等において、「著しい支障」の具体的な判断基準を例示し、定常的な業務上の変動は報告対象外であることを明確化することを提案する。 また、報告書面式を簡易な定型様式とすることもあわせて提案する。	極めて軽微なトラブルや定常的な業務上の変動は報告対象外であることを明確化するため、「事業の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある」という表現にしているため、原案のままとさせていただきます。 その他頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
8	我が国企業の海外における健全な成長と経済安全保障の双方を高い次元で両立する制度となるよう検討していただきたい。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
9	海外の共同事業者や取引先から日本語に翻訳された財務諸表等の提供を受けることは、膨大な翻訳コストと時間的ロスを生じさせ、スピードが求められる海外展開の障壁となり、海外の先端事例においても、英語等での書類提出が一般的であることから、外国法人に係る提出書類(財務諸表・契約書等)について、原文(英文等)での提出とすべき。	本命令で様式を定める申請書、届出書等の書類については日本語で書くことを求めますが、既存の資料を添付する際に日本語に翻訳することを求めるものではありません。本命令において、その旨を規定しております。
10	未公開の財務データの開示は、共同事業者等における機密保持契約(NDA)や社内規程の観点から交渉が難航するケースが多々あるため、共同事業者や取引先が上場企業または公的機関等である場合、財務諸表の添付に代えて、決算情報等が確認できる公的開示情報の提出をもって足りるようにすべき。	本命令において、申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書について、一定の場合に代替資料の提出を可能とすることを規定しております。
11	特定海外事業促進制度は、経済安全保障を推進する上で重要な役割を担うものとする。 その一方で、制度への信頼を確保するためには、認定基準等を可能な限り明確に示し、事業者が予見可能性を持てる運用をすべき。 認定の取消し等を行う場合には、その理由を示し、制度運用の透明性及び説明責任を十分に確保することが重要であるとする。 制度について継続的な検証を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを実施するとともに、制度が適正に運用されていることを継続的に確認・検証できる監視・チェック体制を確保すべき。 経済安全保障は長期的な取組であることから、社会情勢や国際環境の変化にも柔軟に対応しながら、透明性、説明責任及び適切な監視・検証体制を備えた制度として運用されることを期待する。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示しております。 認定の取消し等を行う際は、その理由を付した上で通知を行います。 その他頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
12	本命令案については、我が国の経済安全保障上重要な海外事業の実現可能性、収益性及び継続性を適切に審査し、認定後もその実施状況を確認するために必要な手続を定めるものであることから、基本的に賛成する。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
13	申請者・取引先・共同事業者に求める添付資料（決算書や契約書等）は、案件の安全保障上の重要性、投資規模、公的支援の規模、相手国リスク等に応じた可変的なものとし、一律に過剰な資料提出を求めないようにしてほしい。	頂いた御意見のとおり、事業者の負担を考慮し、本命令では、審査において必須となる資料と事業内容に応じて追加的に必要となる資料に分けて規定しております。
14	取引先や共同事業者の財務資料等について、外国法令、守秘義務、相手方の非協力その他の合理的な理由により原本取得が困難な場合は、公開情報、信用調査報告書、監査済みの要約資料その他の代替資料による提出を認めてほしい。	本命令において、申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書について、一定の場合に代替資料の提出を可能とすることを規定しております。
15	主務大臣が追加資料の提出その他協力を求める場合は、認定要件との具体的な関連性と要求理由を明確に提示し、必要かつ相当な範囲に限定してほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
16	提出される契約書、収支予測モデル、技術情報、取引先情報等は極めて高い機密性を有するため、アクセス権限の制限、利用目的の限定、JBIC等との共有範囲、保管・廃棄方法、万が一の漏えい時の対応を含めた厳格な情報管理基準を明記してほしい。	公文書管理法等に基づき適切に管理してまいります。
17	日本企業の国際的な事業機会（入札・交渉期限等）を損なわないよう、申請受理から認定・不認定決定までの標準処理期間を設定・公表してほしい。 また、安全保障上特に緊急性の高まる案件については「迅速審査」の仕組みを導入してほしい。	頂いた御意見のとおり、認定に係る標準処理期間を明確にすることにより、事業者の予見可能性を高めることにつながると考えられます。一方で、本制度における特定海外事業の内容は様々であり、それぞれについて実現可能性や収益性の評価のほか、経済安全保障への影響等を踏まえ個別に判断する必要があり、事業内容に応じて審査に係る期間は大きく変わり得るため標準処理期間は定めないこととしております。 安全保障上特に緊急性の高まる案件についての「迅速審査」の仕組みの導入については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
18	「実質的な変更を伴わない変更」との規定に対し、投資額・事業期間・出資比率・契約相手・資金調達条件等の具体的な変更幅（例：〇％以内の変動等）を明確な例示として示してほしい。	認定特定海外事業計画の変更の内容は様々であり、それぞれについて経済安全保障への影響等を踏まえ個別に判断する必要があるため、原案のままとさせていただきます。
19	認定審査においては、単なる事業の収益性や実現可能性だけでなく、「重要物資の日本向け供給確保」「供給網の多角化」「緊急時の優先供給体制」「国内産業・雇用への波及効果」「技術・知的財産の漏えい防止」など、日本国民にもたらされる具体的利益を確認項目として明確化してほしい。	本命令で定める認定申請書において、我が国の経済安全保障の確保の推進の観点で期待される効果や国内への裨益について記載していただき、確認することとしております。
20	認定後、計画と実績に著しい乖離が生じ、日本への供給確保等の政策目的が達成不能となった場合、あるいは公的負担が著しく増大するおそれが生じた場合には、速やかに計画の変更指示、条件追加、又は認定の取消しを厳格に行ってほしい。	推進法第85条の5第1項及び第2項に基づき、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、必要に応じて変更指示や認定の取消しを行うこととしております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
21	安全保障及び営業秘密に支障のない範囲で、毎年度の認定件数、対象分野・地域、支援規模、日本への供給確保等の効果、取り消し件数等を公表し、国民への説明責任を果たしてほしい。	企業の機微情報等に鑑みて差し支えない範囲で、事業の実施状況やフォローアップ内容について公表してまいります。
22	制度施行後、一定期間ごとに認定案件の成果、企業の事務負担、審査期間、公的負担、および経済安全保障上の効果を検証し、その結果に基づき提出資料や手続きの見直し・改善を行うこと。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
23	地政学的リスクの高まりやサプライチェーンの脆弱性が顕在化する中、エネルギー、半導体、鉱物資源等の重要物資について、海外の権益や製造・流通拠点を確保・強靱化することは、日本の産業基盤と国民生活を守る上で極めて重要である。したがって、特定海外事業計画について事前審査を行い、JBIC等の専門知見を活用しながら実現可能性や収益性を精査し、事後モニタリングを行う仕組みを整備することには高い合理性がある。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
24	本命令案の規定通り、申請企業に対して取引先や共同事業者（外国企業を含む）の3期分の財務資料や契約書等の提出を一律に義務付けた場合、以下の深刻なリスクが生じると思う。 ①外国パートナーが資料開示を拒否することにより、日本企業が有望な海外プロジェクトから排除されたり、競合する外国企業に権益を奪われたりするおそれ。 ②中堅・中小企業の参入障壁：膨大な資料作成や海外関係者との交渉・調整コストが重荷となり、技術力のある中堅・中小企業の海外展開が阻害される。 ③営業秘密漏えいによる国益の毀損：収集された高度な事業ノウハウや財務・契約データが行政機関等から外部漏えいした場合、日本企業の交渉力や産業優位性が根本から揺らぐ。	本命令において、一定の場合に代替資料の提出を可能とすることを規定しているとともに、提出いただいた情報の取扱いには十分留意します。リスクに関する御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
25	本制度の真の目的は、「海外事業者の支援」そのものではなく、「海外事業を通じて日本国の安全保障を確立し、国民生活の安心と安定を確保すること」にあると思う。過剰な行政手続きや不透明な審査によって日本企業の足枷となることを防ぐとともに、公的支援や認定に伴う厳格な審査と事後管理を徹底することを、命令本文ならびに審査指針・運用要領において、反映してほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
26	計画認定の申請時に、申請書及び資料の提出を規定しており、変更指示及び認定取消しの手続等も規定していることから、主務大臣による行政上の確認と、国際協力銀行による金融・契約上のモニタリングを接続する制度上の経路が設けられていると思う。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
27	命令案の概要からは、認定判断又は支援条件の基礎となった主要事項について、認定後の定期報告、重大支障報告、計画変更及び国際協力銀行のモニタリングにおいて、当初の認定計画との対応関係を維持しながら変化を継続確認できるかを確認できない。主務大臣と国際協力銀行がそれぞれ別の情報を把握したままでは、政策適合性と事業性を一つの認定計画として再評価できない可能性がある。	主務大臣からの国際協力銀行に対しての情報提供依頼やそれに基づく国際協力銀行からの情報提供、また、主務大臣が特定海外事業計画を認定した際には、その旨を国際協力銀行に対して通知する手続等を定めておりますので、政府と国際協力銀行の間で必要な情報の共有はできるものと考えております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
28	申請、変更、定期報告、重大支障報告及び国際協力銀行によるモニタリングについて、次の処理機能を確保してほしい。 ①各報告、変更申請及び届出が、どの認定特定海外事業計画及びその変更履歴に対応するものかを識別できるようにすること。 ②認定判断又は支援条件の基礎となった主要事項について、当初計画からの変更の有無及び、その変更が認定要件、認定時に考慮された政策上の効果又は支援条件に影響する可能性があるかを確認できるようにすること。 ③主務大臣又は国際協力銀行のいずれかが、認定要件又は支援条件に影響する可能性のある重要な変化を把握した場合には、変更指示、認定取消し又は支援条件の見直しの検討に必要な範囲で、他方へ情報を受け渡せるようにすること。 ④その変化について、再評価の要否、変更指示、認定取消し又は支援条件の見直しを検討したかを、認定計画の履歴と対応させて記録できるようにすること。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
29	軽微変更について、一律の数値基準を定めることを求めるものではないが、個々の軽微変更の履歴を最新の認定計画と対応させ、複数の変更によって認定判断又は支援条件の基礎となった主要事項が実質的に変化していないかを確認できる状態にする必要があると思う。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
30	個別事業の情報、金融条件及び企業秘密を公表することも求めるものではないが、既存の様式、報告、契約及び情報提供手続の中で、認定計画との対応、重要な変化の識別、必要な主体への受渡し並びに処理結果の記録を可能にすることを求める。 既存の様式又は運用によって既にこれらの機能を確保している場合には、個別事業の機微情報を明らかにすることなく、どの様式又は実施文書によって、認定計画との対応、重要な変化の識別、情報の受渡し及び処理結果の記録を行うのかを明確にしてほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
31	認定時と認定後の情報の対応関係が当初から保存されなければ、後から過去の変更経緯及び判断根拠を再構成することが困難となるため、制度施行後の将来検討だけに委ねるのではなく、制度開始時から、認定時の主要事項を認定終了まで同じ計画単位で追跡できるようにする必要がある。 認定時の経済安全保障上の目的及び事業の実現可能性を、変更指示、認定取消し又は支援条件の見直しまで継続して再評価できる制度にしてほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
32	本命令案に反対する。 経済安全保障を理由として、海外との取引や事業活動について政府による認定・審査を拡大することには慎重であるべき。	本制度は、全ての海外事業について審査・認定を行うものではありません。 むしろ、経済安全保障上重要な事業のうち、採算性に不確実性があること等を理由として成立が困難である事業を支援するものであり、事業者からの申請をもって政府が審査・認定を行い、支援を行うものです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
33	海外との取引を行う企業に対して新たな行政上の手続や制約を設けるのであれば、どのような場合に政府の認定が必要となるのか、その基準を明確かつ限定的に定める必要がある。行政機関の判断によって対象企業や対象事業が広範に指定されるような制度になれば、企業の予測可能性を著しく損なうと思う。	本制度は、全ての海外事業について新たに行政上の手続や制約を課すものではありません。むしろ、経済安全保障上重要な事業のうち、採算性に不確実性があること等を理由として成立が困難である事業を支援するものです。また、事業者からの申請をもって、支援の認定を行うものですので、広範な指定は行いません。
34	申請・審査の過程で企業が政府に提出する情報には、企業秘密や技術情報など極めて機微な情報が含まれる可能性がある。政府が取得した情報について、目的外利用や第三者提供が行われないこと、必要以上に長期間保存されないことを明確にしてほしい。	本制度に限らず、取得した情報の取扱や行政文書の保存等に関しては、規則に則り適切に実施いたします。
35	「安全保障」を理由に行政の裁量を拡大するのではなく、規制対象を必要最小限に限定し、企業の自由な活動との均衡を図るべきである。過剰な政府介入を招く余地のある制度には反対する。基準の明確化、行政裁量の限定、情報管理の厳格化を徹底することを強く求める。	本制度は、規制を目的とするものではなく、経済安全保障上重要な事業のうち、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは、民間企業から十分な投資が行われない海外事業を支援するものです。また、事業者からの申請をもって、支援の認定を行うものですので、過剰な政府介入を行うものではありません。
36	今回の命令案について、特定海外事業計画の認定に必要な申請書類、認定後の変更・報告等の手続を定めること自体には異論無し。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
37	本制度は、国内の事業活動を対象とする従来の経済安全保障政策とは異なり、日本企業等が海外で実施する事業について、政府が「経済安全保障上重要な事業」として認定し、さらに国際協力銀行による金融面を含む支援につなげる制度である。そのため、単なる行政手続上の書類提出方法だけではなく、なぜ当該海外事業を日本の経済安全保障上の重要事業として国家が支援するのか、その判断基準及び責任の所在を明確にする必要があると考える。	本制度において支援の対象となる特定海外事業やその認定基準等については、推進法及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。
38	特定海外事業計画を認定するに当たり、当該海外事業が日本の経済安全保障にどのような具体的利益をもたらすのかについて、可能な限り客観的な判断基準を明示してほしい。特に、日本国内の供給網への影響、日本企業への具体的な便益、国際的な輸送網・重要サービス・重要技術との関係、当該海外事業が失われた場合に日本が受ける具体的なリスク、民間事業者のみでは対応できない理由等をどのように評価するのか明らかにしてほしい。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
39	海外の輸送網、重要サービス、重要技術等が日本の経済安全保障上重要であるとしても、それらは必ずしも日本だけが利用するものではない。 そのため、特定海外事業の認定に当たっては、日本単独で支援する場合、同盟国・同志国等と共同して支援する場合、当該事業が所在する国自身の能力強化を支援する場合について、政府がどのような基準で選択するのかを明らかにしてほしい。 特に、国際的な経済安全保障を目的とするのであれば、日本一国のみが経済的・金融的リスクを負担するよりも、同盟国・同志国等との共同負担・共同事業とすることが適切な場合もあると考える。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。 頂いた御意見のとおり、当該特定海外事業の内容や他国の関与の程度などにより、支援については様々な方法が考えられます。このため、一律の基準を設けて判断することは難しいと考えていますが、認定に当たっては、事業の実施体制や適切な調達計画が策定されているかも含めて、事業計画が適切であるか確認することとしております。
40	特定海外事業は、日本国内ではなく外国の領域において実施される事業である。 したがって、認定に際しては、当該事業が、対象国の主権、対象国の国内法、現地経済、現地企業、地域の経済的自立等に及ぼす影響について、どのように評価するのか明らかにしてほしい。 特に、日本の経済安全保障上の利益と、対象国自身の経済安全保障上の利益が一致しない場合に、政府がどのような原則に基づいて判断するのか明示してほしい。	本制度は、同盟国・同志国、グローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっていること等を踏まえたものであり、支援対象事業の認定に当たっては対象国の法令・規制面での対応等が適切なものであると認められるかを考慮することとしております。本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。
41	命令案では、主務大臣が必要と認める場合、国際協力銀行に対して情報提供を求め、JBICが当該特定海外事業の実現可能性や収益性等を評価することとされている。 そこで、経済安全保障上の重要性和、事業としての経済的採算性が一致しない場合、最終的にどのような基準で国家による金融支援の必要性を判断するのかを明らかにしてほしい。 国家による金融支援を受けた海外事業が経済的に失敗した場合に、損失を誰が負担するのか、経済安全保障上の効果をどのように検証するのか、認定時の判断が適切であったかを誰が評価するのかについても明確にほしい。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。 本制度では、我が国の経済安全保障上重要であるものの採算性に不確実性があるため既存の支援ツールだけでは成立が困難な事業を対象として、民間資金の動員を図るために必要な劣後出資等を供与することとしております。 損失が生じた場合の負担については、特定海外事業としての支援の具体的条件に基づいて決定することになり、経済安全保障上の効果等については、政府がフォローアップを行う予定です。
42	「必要と認める資料」の範囲について 命令案第2条では、主務大臣が、申請書及び所定の添付資料のほか、特定海外事業計画が法律上の要件に適合することを確認するために「必要と認める資料」の提出その他必要な協力を求めることができるとされている。 認定申請者に追加的な資料提出を求める必要性は理解するが、「必要と認める資料」の範囲が過度に広くなれば、行政による情報収集の範囲が不明確となる。 したがって、どのような場合に追加資料を求めるのか、追加資料の範囲をどのように限定するのか、取得した情報をどの目的で利用するのか、他の行政機関やJBIC等にどの範囲で共有するのか、情報をどの程度の期間保有するのかについて、可能な限り明確化してほしい。	審査において追加的に必要となる資料については、事業内容に応じて様々であるため、一律にお示しすることは困難ですが、事業者の負担を考慮して運用してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
43	本制度は、日本国内の供給網を守るための政策にとどまらず、海外に存在する輸送網、重要サービス、重要技術等を日本の経済安全保障上の重要な基盤として位置付け、政府が認定・支援する制度であると認識している。このような制度を設けること自体には合理性があると考え。 しかし、海外における経済活動を国家の安全保障政策の一部として扱うのであれば、「なぜその事業が日本の安全保障に必要なのか」という原則を明確にしなければならないと思う。さらに、「なぜ日本がその事業を支援するのか」、「なぜ日本単独で支援する必要があるのか」、「そのリスクを誰が負担するのか」についても、国民に説明可能な制度設計とすべきである。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。 本制度の運用に当たっては、透明性の確保に配慮してまいります。
44	認定後に安全保障環境が悪化した場合、何を基準として認定を維持し、変更し、または取り消すのか、教えてほしい。 戦争、武力紛争、テロ、政変その他の重大な治安情勢の悪化が発生した場合に、事業者・政府・JBICのそれぞれがどのような対応を取ることを想定しているのか教えてほしい。 特定海外事業の認定後に、当該事業が存在する国又は地域において、戦争、武力紛争、テロ、政変、暴動その他の重大な治安情勢の悪化が発生し、当該事業又は日本企業・日本人に具体的な危害が及ぶ場合について、政府がどのような対応を想定しているのか明らかにしてほしい。	変更指示・認定の取消しの判断基準は、推進法第85条の5第1項及び第2項において、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときと定められています。
45	特定海外事業計画の認定については、単に海外事業の収益性や実現可能性があることだけでなく、日本の安全保障、産業競争力、重要物資の安定供給、国内生産基盤、技術力、雇用、税収等に具体的な利益をもたらすことを認定の前提としてほしい。 同盟国、同志国その他日本との安全保障・経済関係が安定し、日本の供給網強化や経済安全保障に明確に寄与する事業には意義があると考え。一方、日本の国益が乏しく、外国政府・外国企業側へ資金、技術、生産能力等が移転するだけの事業について、公的認定や政府系金融による支援を行うことには反対する。	単に海外事業の収益性や実現可能性を基準に認定を行うものではありません。 本命令で定める認定申請書において、我が国の経済安全保障の確保の推進の観点で期待される効果や国内への裨益について記載していただき、確認することとします。
46	現在の友好関係だけで投資先を判断しないでほしい。 投資先国について、現時点で日本に友好的な姿勢を示していることだけを理由として安全と判断すべきではない。 政権交代、外交方針、安全保障政策、外国政府からの影響等によって国家関係は変化するため、過去の対日政策、国際法遵守、契約・財産権保護、知的財産保護、政府による企業介入、経済的威圧、安全保障政策等を中長期的に評価してほしい。 一時的な友好姿勢だけに依存して、多額の日本資本や重要技術を投入しないことを求める。	頂いた御意見も踏まえ、本制度の認定に当たっては、国際情勢や技術動向等、様々な事象を考慮して審査してまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
47	投資先国と第三国との関係も審査してほしい。 投資先国そのものが日本と良好な関係にあっても、その国が日本の安全保障上重大な懸念のある外国政府、軍、情報機関、政府系企業等と密接な関係を持つ場合がある。 そのため、日本との二国間関係だけでなく、投資先国がどの国と軍事、安全保障、情報、経済面で密接な関係を持つのかも審査してほしい。 重要技術、設備、データ、研究成果等が投資先国を経由して第三国へ移転する可能性を確認し、安全保障上問題のある主体へ最終的に利益又は情報が流れるおそれが高い場合には認定しないことを要望する。	頂いた御意見も踏まえ、本制度の認定に当たっては、国際情勢や技術動向等、様々な事象を考慮して審査してまいります。
48	外国政府・政府系企業・軍・情報機関との関係を厳格に確認してほしい。 申請者だけでなく、海外の共同事業者、出資者、取引先、再委託先等について、表面的な法人情報のみで判断しないでほしい。 実質的支配者、最終受益者、主要株主、外国政府からの出資・補助、外国政府系企業との関係、外国軍・情報機関との関係、政府関係者の経営関与等を確認してほしい。 複数の法人、ファンド、第三国企業等を介することによって、外国政府等との実質的な関係を隠すことができない制度としてほしい。	頂いた御意見も踏まえ、本制度の認定に当たっては、国際情勢や技術動向等、様々な事象を考慮して審査してまいります。
49	認定後も支配関係の変更を継続監視してほしい。 認定時点では問題のなかった海外企業でも、その後、買収、増資、役員変更、政府系ファンドからの出資等によって実質的支配関係が変わる可能性がある。 そのため、主要株主、実質的支配者、役員、資金提供者、重要な共同事業者等の変更について報告を求めてほしい。 外国政府、政府系企業、軍、情報機関その他安全保障上の懸念主体による影響が強まった場合には、計画変更、金融支援停止、認定取消し等を速やかに行える制度としてほしい。	認定した事業については、本命令において報告義務を設け、状況に応じて変更の指示や認定の取消しを行うこととしております。
50	重要技術・情報の流出防止を認定条件としてほしい。 海外事業によって、日本企業が保有する製造技術、営業秘密、特許、設計情報、ソースコード、研究成果、重要設備、サプライチェーン情報等が国外へ流出しないことを厳格に確認していただきたい。 現地生産等を行う場合にも、海外事業に必要な範囲を超えて重要技術を移転しないことを条件とし、投資先又はその関係企業から第三国へ再移転される可能性も評価していただきたい。 重要な情報・技術流出が認定後に判明した場合には、追加支援停止、計画変更、認定取消し等を含む厳格な対応を求める。	審査における特定海外事業における重要な技術の流出防止の考え方については、特定海外事業の促進に関する基本指針において規定しております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
51	日本の資本が国外へ流出するだけの事業を認定しないでほしい。 海外事業へ日本の資本を投入する場合、その資金が日本の安全保障・経済にどのような利益として還元されるのかを明確にしていきたい。 単に海外事業が黒字になるだけではなく、国内への利益還元、国内投資、国内雇用、重要物資の安定確保、日本企業の競争力強化等を評価していただきたい。 多額の日本資金を投入した結果、海外でのみ雇用・生産・税収が増加し、日本国内の生産基盤が縮小するような事業については、公的認定・支援の必要性を厳格に審査してほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
52	公的金融を利用する場合は特に厳格に審査してほしい。 JBICその他の公的金融が関係する場合には、民間資金のみで行う海外投資以上に厳格な審査が必要である。 支援額、融資条件、資金回収可能性、損失発生時の負担、最終受益者、日本国内への利益等を事前に検証していただきたい。 支援後も、当初期待した日本の安全保障・経済上の利益が得られているか定期的に確認し、成果が乏しい場合には追加支援停止や支援条件の見直しを行ってほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 認定した事業については、本命令において報告義務を設け、状況に応じて変更の指示や認定の取消しを行うこととしております。
53	外国人材の無秩序な長期就労を海外事業支援の副次的目的としないこと 特定海外事業の実施を理由として、必要性の検証なく外国人材が日本国内へ長期間就労・滞在することを当然の前提とする制度には反対する。 海外事業で必要な人材については、まず国内人材の活用・育成、日本人技術者等の確保を検討し、それでも必要な専門人材が不足する場合に限り、必要人数、期間、職務、専門性を明確にして受け入れることを基本としてほしい。 単純な人件費削減を目的として外国人材を大量に受け入れることが、本制度によって促進されないようにしていきたい。	本制度は、外国人材の無秩序な長期就労を目的とした制度ではございません。
54	外国人材受入れに伴う費用を企業へ負担させるようにしてほしい。 海外事業に関連して企業が外国人材を日本へ受け入れる場合、日本語教育、行政手続、生活支援その他追加的な対応が必要となる場合がある。 その費用を当然に国・地方公共団体及び国民全体の負担とするのではなく、外国人材を受け入れることで直接利益を得る企業等に相応の負担を求めてほしい。 特に、日本語教育や生活支援等について、企業が十分な負担をせず公費へ転嫁することのない制度としてほしい。 海外事業の収益性を評価する際にも、外国人材受入れに伴って日本国内で発生する行政・社会的コストを含めた総費用を評価してほしい。	外国人材の受入れは、本制度の対象ではございません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
55	外国人材について日本法遵守を明確にしてほしい。 日本国内で就労する外国人材については、日本の刑事法、労働関係法令、税・社会保険制度その他適用される日本法を遵守することを明確な前提としてほしい。 就労に必要な日本語能力や、日本の基本的な法令・社会的ルールについて必要な理解を求めることも重要であると考えます。 受入企業についても、適切な本人確認、就労資格確認及び法令遵守の管理責任を求めている。	外国人材の受入れは、本制度の対象ではございません。
56	認定後も投資先国の安全保障環境を継続評価してほしい。 認定時点で問題がなくても、その後に国際情勢が変化する可能性があると思う。 投資先国の政権交代、安全保障政策の変更、懸念国との関係強化、外国政府による企業接収、法制度変更等について継続的に把握してほしい。 日本の安全保障上の利益が失われた場合、又は重大な新規リスクが生じた場合には、過去に認定した事業であっても再評価し、必要に応じて計画変更、認定取消し、公的支援停止を行ってほしい。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。 認定した事業については、本命令において報告義務を設け、状況に応じて変更の指示や認定の取消しを行うこととしております。
57	認定理由・成果を可能な限り公表してほしい。 特定海外事業を認定する場合には、安全保障上の機密や企業秘密に配慮しつつ、なぜその海外事業が日本の国益・安全保障に必要なのかを国民へ説明してほしい。 制度開始後も、認定件数、対象地域、公的支援額、日本国内への投資・雇用・供給網強靱化等の成果を可能な範囲で公表してほしい。 単に海外投資額や認定件数を政策成果とせず、日本国内にどのような具体的利益をもたらしたかを成果として評価してほしい。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
58	「特定海外事業を実施しようとする者」の範囲について 命令案では、特定海外事業計画の認定を受けようとする者を「申請者」としているが、申請者について日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人、日本企業又は日本資本の企業等に限定する規定が明確ではない。 外国法人、外国企業、外国政府関係機関等が実施する海外事業であっても、我が国の経済安全保障上重要である場合には、特定海外事業として認定の対象となり得るのか。 対象となり得る場合、その範囲及び判断基準を明示してほしい。	様々な事業形態も想定されることから、申請者について一律での限定は加えておりません。 本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。
59	公的主体による海外事業について 国、独立行政法人、特殊法人、政府関係機関その他の公的主体が、海外に製造施設、採掘施設、精製施設、物流施設その他の事業基盤を設置・保有・運営する場合も、「特定海外事業を実施しようとする者」に含まれ得るのか。政府系・官営の海外事業を本制度が想定しているのか、明確にしてほしい。 また、想定している場合には、その事業の設置・財産取得・管理・運営について、どの法律を根拠とするのか明らかにしてほしい。	本制度は、様々な事業形態も想定されることから、申請者について一律での限定は加えておりませんが、官民一体で、経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっていること等を踏まえて導入したものであり、その趣旨を踏まえれば、国・独立行政法人・特殊法人・政府関係機関その他の公的主体が本事業の申請者となることは想定しておりません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
60	「国内への裨益」は認定要件なのか 基本指針では、海外事業による国内への裨益について「考慮する」とされているが、「考慮する」だけであれば、日本国内への経済的利益が限定的であっても、経済安全保障上の必要性があれば認定・支援することが可能なのか明らかにしてほしい。 また、国内への裨益がどの程度あれば十分なのか、具体的な基準を示してほしい。	本制度における認定基準は、推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。 本制度の認定に当たっては、国際情勢や技術動向等、様々な事象を考慮して総合判断をしますが、その際の考慮事項として国内への裨益が位置付けられているものです。
61	「国内への裨益」の定義について ここでいう「国内への裨益」について、国内投資、国内雇用、日本企業の売上、日本企業への技術移転、知的財産の国内利用、税収、重要物資の国内供給、人材育成等のうち、何をどの程度評価するのか。 「国内への裨益」を定量的又は客観的に評価する仕組みを設けるのか、明らかにしてほしい。	国内への裨益の在り方は様々であり、これを一律に評価することは困難であるため、個別事業の内容等を踏まえつつ個別に考慮することとしております。
62	公的支援によるリスク負担について 特定海外事業に対して公的資金、政府系金融機関による融資、保証その他の公的支援を行う場合、事業の失敗、戦争、政変、テロ、接管等によって発生する損失を最終的に誰が負担するのか明らかにしてほしい。 特に、民間事業者又は外国企業が事業利益を得る一方、事業上の損失や撤退費用を公費によって負担することにならないよう、どのような制度的措置を講じるか。	損失が生じた場合の負担については、特定海外事業としての支援の具体的な条件に基づいて決定することになります。このため、JBICが事業者が負担者を一概に決定することはできません。ただし、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定しておりません。
63	「リスクの社会化」とならないための措置について 経済安全保障上の必要性を理由として採算性の低い海外事業を政府が支援する場合、事業利益は民間事業者・外国企業等に帰属する一方、損失・債務・撤退費用等は国民負担となるという構造が生じる可能性があると思う。 このような利益の私有化とリスクの社会化を防止するため、利益とリスクの分担についてどのような基準を設けるのか。	本制度で支援する事業は本来は民間事業者等のみで行う事業であり、採算性に不確実性があるために事業が成立しないものを対象とし、経済安全保障上の重要性に鑑み、国が劣後出資等によってリスクを取ることで当該事業を成立させることを目的としております。このため、国が一定程度のリスクを取る制度ですが、過剰な支援とならないように、国際協力銀行からの情報も踏まえて、事業内容等に応じて適切と認められる範囲で支援を行ってまいります。
64	外務省の海外危険情報との整合性について 特定海外事業の実施予定地域が、外務省の海外危険情報において、レベル3(渡航中止勧告)、レベル4(退避勧告)に指定されている場合であっても、経済安全保障上の必要性を理由として事業を認定・支援することは想定されているのか。 その場合、外務省が日本人に渡航・滞在の中止又は退避を求めていることと、当該地域で日本の経済安全保障上重要な事業を実施することとの整合性をどのように確保するのか。	本制度の認定に当たっては、国際情勢や技術動向等、様々な事象を考慮して審査してまいります。
65	事業開始後に危険情報が引き上げられた場合 特定海外事業の認定後、戦争、内戦、テロ、政変その他の事態によって外務省の危険情報がレベル3又はレベル4に引き上げられた場合、事業の継続、一時停止、撤退についてどのような基準で判断するのか。 特に、重要物資の供給確保と邦人の安全確保が衝突する場合の優先順位を明らかにしてほしい。	一律の基準を設けるのではなく、個別の事業ごとに状況を踏まえて判断します。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
66	「著しい支障」が生じた場合の政府の対応について 命令案では、認定事業の実施に「著しい支障」が生じた、又は生じるおそれがある場合に事業者から主務大臣への報告を求めている。 しかし、政府がその報告を受けた後、具体的にどのような措置を講じるのかが明確ではない。 戦争、テロ、政変、接收、輸送途絶、サイバー攻撃等について、それぞれどのような対応を想定しているのか明らかにしてほしい。	報告を踏まえた対応は、状況に応じて異なるため、一律に規定することは困難であることから、事業毎に必要な対応を検討し個別の対応を行ってまいります。
67	海外事業の安全確保について 特定海外事業が経済安全保障上重要である場合、その施設自体が攻撃・破壊・占拠・テロ等の対象となる可能性がある。 この場合、現地政府による警備、民間警備、日本政府による支援、邦人退避、施設の保全について、政府と事業者の責任分担をどのように想定しているのか。	制度の認定に当たっては、国際情勢等も含めて様々な事象を考慮して審査してまいります。なお、海外事業に関する施設・設備の安全確保については、本制度の支援対象ではありません。
68	特定海外事業への攻撃と国家安全保障との関係について 認定された海外事業に対して外国政府、武装組織、テロ組織その他の主体から攻撃・破壊・占拠等が行われた場合、それを単なる民間企業の被害として扱うのか。それとも、日本の経済安全保障上の重要施設に対する攻撃として、政府が外交・防衛・警察等を含めて対応することを想定しているのか。 その場合の行政機関間の役割分担を明らかにしてほしい。	本命令は、特定海外事業計画の提出方法等を規定するものですので、特定海外事業への攻撃の際の行政機関間の役割分担については規定しておりません。
69	海外事業からの撤退基準について 経済安全保障上重要な海外事業について、事業実施国の情勢悪化によって撤退が必要となった場合、どのような条件を満たした場合に撤退を選択するのか明確な基準を設けるのか。 また、撤退によって重要物資の供給が途絶する場合、その代替供給手段をどのように確保するのか。	認定特定海外事業計画の認定の取消しについては、推進法第85条の5の規定に基づき行うこととしております。
70	海外事業の損失・撤退費用について 戦争、政変、テロ、接收、制裁等によって特定海外事業の資産が失われた場合、その損失及び撤退費用を誰が負担するのか明らかにしてほしい。 政府支援を受けたことを理由として、最終的に国民負担による補填が行われる可能性があるのかについても明示してほしい。	損失等が生じた場合の負担については、特定海外事業としての支援の具体的な条件に基づいて決定することになります。このため、JBICが事業者か負担者を一概に決定することはできません。ただし、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを継続して支援することは想定しておりません。
71	海外に生産能力を置くことと日本への安定供給との関係 海外に製造・採掘・精製能力を確保したとしても、港湾閉鎖、海上封鎖、輸送途絶、制裁、保険停止、決済停止、サイバー攻撃等によって日本に輸送できなければ、安定供給は確保できない。 特定海外事業の認定において、海外での生産能力だけではなく、日本までの物流・輸送・決済等を含む供給網全体の安全性を評価するのか、評価する場合、その具体的な基準を明示してほしい。	事業ごとに異なるため一律に申し上げられませんが、事業内容や我が国の経済安全保障上の意義を踏まえた特定海外事業の目標を踏まえ、当該目標を達成するために適切な事業ストラクチャーの構築がなされているか、予見されるリスク発現時の措置等も含めて必要な確認を行うこととなります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
72	国内投資との比較について 特定海外事業を認定する際、同等の資金を国内の製造施設、研究開発、備蓄、物流インフラ等に投入した場合との比較を行うのか。 海外事業による経済安全保障上の効果が、国内投資による効果を下回る場合であっても、海外事業を優先することがあるのか。 その判断基準を明らかにしてほしい。	本制度は、我が国の経済安全保障を確保する上では、国内における取組を充実させるだけでは足りず、経済安全保障上重要な海外事業を官民一体で実施する必要性が高まっていること等を背景として導入したものです。本制度が支援対象とする特定海外事業は、推進法及び本基本指針において示す3類型であり、国内事業との比較は想定しておりません。
73	JBICの評価・情報提供について 命令案では、必要に応じて国際協力銀行（JBIC）から情報提供を受けることが想定されているが、JBICは具体的に何を評価するのか。 特定海外事業について、収益性、財務健全性、実現可能性、政治リスク、カントリーリスク、為替リスク、事業撤退リスク、経済安全保障上の効果等をどこまで評価するのか明らかにしてほしい。	国際協力銀行は、主務大臣からの求めに係る特定海外事業の実現可能性や収益性等の評価を行います。個別事業によって異なるため一律に申し上げられませんが、これらの評価を行うに当たって必要となる各種リスクについても確認することとなります。
74	変更指示の発動基準について 認定後、主務大臣が認定特定海外事業計画の変更を指示することができるとされているが、どのような状況になった場合に変更指示を行うのか具体的な基準が明らかではない。 変更指示の発動要件及び判断基準を明示してほしい。	推進法第85条の5第2項に基づき、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときに変更の指示をすることができますこととされております。
75	認定取消しの基準について 特定海外事業の認定を取り消す場合について、どのような事由が発生した場合に取消しとなるのか具体的な基準を明示してほしい。 特に、経済安全保障上の必要性が失われた場合、事業採算性が悪化した場合、事業国の政治・安全保障環境が悪化した場合について、それぞれどのように扱うのか。	推進法第85条の5第1項及び第2項に基づき、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときに認定を取り消すことができることとされております。
76	政府による認定と国家責任の関係 政府が特定海外事業を「経済安全保障上重要な事業」として認定し、さらに公的支援を行った場合、政府は当該事業の継続・安全確保・撤退等について、どの程度の責任を負うのか。 認定は単なる行政上のお墨付きなのか、それとも政府が一定の政策的責任を引き受けることを意味するのか、明確にほしい。	認定特定海外事業については、計画通り事業が進捗するよう、事業者からの報告を踏まえ、モニタリングを実施します。他方、事業環境の変化などにより、当初計画通りに実施できなくなったと認めるときは、当該事業によって可能な限り経済安全保障の確保に資するよう計画の変更指示などの対応を行うこととしております。
77	最終的な政策目的について 最後に、今回の制度そのものについて確認したい。 特定海外事業について、経済安全保障上の必要性を理由として、経済的採算性や国内への経済的利益が十分でない事業を政府が支援することが可能であるならば、本制度は「成長戦略」として位置付けられるのか、それとも「国家安全保障政策」として位置付けられるのか。 また、経済成長と経済安全保障の目的が一致しない場合、政府はどちらを優先するのか、その基本的な政策原則を明らかにしてほしい。	特定海外事業は、推進法に基づき経済安全保障の確保の推進のために行うものであるため、国家安全保障政策に位置付けられるとともに、成長戦略にも資する事業であると考えております。また、経済成長と経済安全保障は相反するものではなく、特定海外事業を促進することによって、いずれにも貢献できるものと考えています。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
78	本命令案は、経済安全保障推進法に基づき特定海外事業計画の認定申請・審査・変更・取消し等の手続を定めるものと理解するが、現行案は国家・国民の安全を最優先すべき観点から極めて不十分である一方、事業者に対する過度な行政負担と政府の過剰介入を助長する内容である。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。 なお、特定海外事業計画の認定を受けようとする者が、主務大臣に申請書を提出するものであるため、過度な行政負担や政府の過剰介入を助長するものではありません。
79	中国製品・中国人・中国関連事業の徹底排除を最優先せよ(日本人ファースト・安全保障の観点から) 特定海外事業は経済安全保障上重要な案件であるにもかかわらず、命令案は中国関連のリスクを明示的に排除していない。中国は経済的威圧・技術窃取・サプライチェーン汚染・人的浸透を常態化させており、中国企業・中国人・中国製品が関与する海外事業は、日本の国家・国民の安全を直接脅かすものである。 特定海外事業計画の認定要件に「中国製品・中国企業・中国人の関与を原則禁止・排除」を必須事項として明記し、申請時の添付資料(取引先・共同事業者の財務諸表、契約書等)において中国関連の有無を厳格に確認・排除する仕組みを義務化してほしい。日本人ファーストの立場から、日本企業・日本人主導の事業を絶対優先し、中国依存・中国人関与を残した認定は一切認めないこととすべきである。 これを怠れば、かえって安全保障を損なう結果を招くと思う。	本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
80	政府の過剰な介入に断固反対し、行政事務を徹底削減せよ 命令案は、申請書に定款・登記事項証明書・最近三期間の事業報告・貸借対照表・損益計算書・暴力団排除証明・収支予測モデル・契約書写し・許認可証明・取引先・共同事業者の財務諸表など膨大な資料添付を求め、さらに主務大臣が「必要と認める資料の提出その他必要な協力」を求め、国際協力銀行による調査、財務大臣協議、変更指示、取消し、年度報告、著しい支障報告まで義務付けています。これは典型的な行政事務の肥大化と政府の過剰介入である。 民間の海外事業に対し、これほど詳細な書類提出・継続監視・変更指示・取消し権限を与えることは、事業者の自由な経済活動を阻害し、競争力を削ぎ、結果として日本企業の海外展開を萎縮させることになる。行政事務を半減以上に削減することを数値目標化し、添付資料の最小化・ワンストップ化・デジタル完結・審査期間の短縮・「必要と認める資料」の乱用禁止を義務付けてほしい。軽微な変更の届出義務や年度報告も原則廃止し、政府の介入は真に国家安全保障上の重大事案に限定すべきである。官僚主導の監督強化は税金の無駄遣いと民間活力低下の元凶である。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。 なお、本制度は、特定海外事業計画の認定を受けようとする者が主務大臣に申請書を提出するものであるため、過度な行政負担や政府の過剰介入を助長するものではありません。
81	減税を基盤とした日本人企業・人材の海外事業支援を義務付けよ 認定手続自体が事業者に大きなコスト負担を強いることになると思う。現行の高税率が日本企業の投資余力を奪い、特に中小企業の海外展開を困難にしている。法人税・所得税等の大幅減税、海外事業投資の即時償却・税額控除の拡充、日本人人材派遣・育成に対する優遇を、認定の前提または関連措置として明記してほしい。税金を原資とする補助金・融資依存(国際協力銀行関与を含む)ではなく、減税による民間活力の向上こそが真の経済安全保障につながる。政府が税金を吸い上げて介入を強化する構造自体が問題である。	本制度は、減税を基盤とした日本人企業・人材の海外事業支援の義務付けを目的としたものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
82	中国をはじめとする敵対的国家からの経済的威圧・技術流出・人的脅威を、経済合理性や国際協調より上位に置く明確な序列を定めること。	本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。
83	特定海外事業であっても日本国内の技術・人材・資金を優先し、中国関連を極限まで排除。外国人(特に中国人)の関与を厳格制限。	本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。 申請があった事業計画については、推進法第85条の3第4項及び特定海外事業の促進に関する基本指針において規定する認定基準に照らしてその内容を審査することとしております。
84	新たな監督体制や国際協力銀行への調査委託による行政コスト増を抑制し、減税による民間主導を優先。無駄な行政コストを削り、国民負担を軽減。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
85	認定・変更指示・取消しの判断基準を明確化し、中国関連リスクを隠蔽しない公開を義務化。主務大臣の広範な裁量を制限。	認定基準は推進法第85条の3第4項の規定及び特定海外事業の促進に関する基本指針において明確に示すこととしております。 また、変更指示・認定の取消しの判断基準は、推進法第85条の5第1項及び第2項において、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときと定められております。
86	中小企業を含む全事業者に過度な負担を強いないよう、手続を簡素化し、日本人優先で強化。	本制度は、経済安全保障上重要な事業を支援するものであり、事業者の国籍で制限を行うものではありません。
87	少子高齢化下での日本企業の海外競争力維持を見据え、過剰規制で企業を疲弊させない施策をせよ。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
88	中国の経済戦略・浸透工作を直視し、「認定制度」を美名にした甘い依存・受け入れを排除。	本制度は、特定の国を念頭に置いたものではありません。 申請があった事業計画については、推進法第85条の3第4項及び特定海外事業の促進に関する基本指針において規定する認定基準に照らしてその内容を審査します。
89	膨大な書類作成・報告義務は現場を疲弊させ、形骸化を加速させる。実効性のある最小限の手続に絞ること。	頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
90	民間事業への変更指示・取消し権限は、明確な安全保障上の重大事由に厳格限定し、日常的な監督を廃止せよ。	変更指示・取消しの判断基準は、推進法第85条の5第1項及び第2項において、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときと定められております。
91	本命令案を抜本的に改め、中国製品排除・中国人排除・日本人ファースト・大幅減税・行政事務大幅削減・政府の過剰介入反対を核心に据えた内容とすることを強く求める。これらを反映しなければ、本制度は民間活力を削ぎ、国家・国民の安全を真に確保できない。	本制度は、採算性に不確実性があるために事業が成立しないものを対象とし、経済安全保障上の重要性に鑑み、国が劣後出資等によってリスクを取ることで当該事業を成立させることを目的としており、特定国排除や減税を目的とするものではありません。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
92	経済安全保障上重要な海外事業について、国家として一定の支援を行い、我が国のサプライチェーン、重要インフラ、重要技術等の自律性及び強靱性を高めていくという制度の趣旨には賛成する。	賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
93	本制度では、通常の民間投資では実施が困難な事業について、公的な信用や資金を活用して一定のリスクを負うことが想定されている。 経済安全保障上重要であることは、事業性の検証を弱めてよい理由にはならないと考える。 国益に資する事業であったとしても、公的資金を用いて事業を支援する以上、事業計画が十分に精査され、実現可能性、収益性、必要となる支援額、想定されるリスク等について、事前に可能な限り具体的な検証を行うことが大前提であるべき。	認定に当たっては、実現可能性、収益性、想定されるリスクのほか、事業の実施体制や適切な調達計画が策定されているかも含めて、事業計画が適切であるか確認することとしております。
94	事業開始時点では合理的な計画であったとしても、国際情勢、市場環境、技術環境等の変化によって、当初想定した成果を達成できなくなることはあり得る。 そのような場合に「経済安全保障上重要な事業である」という理由だけで支援を継続するのではなく、当初の事業計画と実績を継続的に比較し、著しい下振れが生じている事業については、追加支援の停止、事業計画の変更、さらには支援からの撤退や認定取消しを含めて適切に判断する仕組みが必要不可欠であると考える。	変更指示・認定の取消しの判断基準は、推進法第85条の5第1項及び第2項において、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときと定められております。
95	本制度を国民の理解と納得を得ながら運用するためには、安全保障上の秘密や企業秘密の保護に十分配慮した上で、少なくとも次の事項について継続的に公表する仕組みを設けるべきである。 1. 認定及び投資・支援を実行した事業の件数 2. 実際に投資・支援された金額及びその累計額 3. 各事業を経済安全保障上重要であると判断した理由について、公表可能な範囲での具体的な説明 4. 認定時の事業計画と実際の事業実績との比較及び、その間に重大なマイナス乖離が発生している事業の件数 5. 重大なマイナス乖離等を理由として、支援の中止、事業計画の抜本的な見直し、認定取消し等を行った件数及び、公表可能な範囲でのその理由 特に重要なのは、単に「何件の事業を支援したか」「いくら支援したか」を公表するだけではなく、支援開始後に事業が当初の計画どおり進んでいるのかについても検証し、その結果を国民に示すことだと考える。	企業の機微情報等に鑑みて差し支えない範囲で、事業の実施状況やフォローアップ内容について公表してまいります。
96	事業には成功するものもあれば、計画どおり進まないものもある。公的資金を用いた事業において重要なのは、すべての事業を必ず成功させることだけではなく、成果が見込めなくなった場合にその事実を適切に認識し、損失が拡大する前に計画を変更し、必要であれば撤退することのできる制度を構築することである。 また、支援した事業が失敗した場合に、その事実を公表すること自体を否定的に捉えるべきではなく、むしろ、どのような前提が崩れ、なぜ計画どおりに進まず、どの時点で支援継続が適切でないと判断したのかを可能な範囲で明らかにすることは、将来の事業選定や審査の精度向上にもつながると考える。	変更指示・認定の取消しの判断基準は、推進法第85条の5第1項及び第2項において、認定特定海外事業計画が第85条の3第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときと定められております。 頂いた御意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
97	日本の経済安全保障を強化し、我が国の国益に資する海外事業を支援すること自体には賛成する。 しかし、その目的が重要であるからこそ、支援対象となる事業の選定、投資額、事業進捗、計画との乖離、支援継続又は中止の判断について、可能な限り高い透明性が求められる。公的資金を用いる以上、「経済安全保障上重要である」という説明だけで国民の理解を求めるのではなく、事業の実態と成果を継続的に検証し、その結果を国民に説明する責任がある。 したがって、本制度の具体的な運用を進めるに当たっては、認定・投資実績のみならず、事業計画と実績との比較、重大な下振れが生じた事業への対応、支援中止・認定取消し等についても定期的に公表する仕組みを明確にした上で制度を運用していただきたい。 経済安全保障の強化と、公的資金の適正かつ透明な運用は両立させるべきものであり、この透明性を確保することこそが、本制度に対する国民の継続的な信頼と理解につながると考える。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
98	本命令案は、経済安全保障推進法に基づき、日本企業が海外で行う事業のうち、日本の安全保障や重要物資の供給に影響する「特定海外事業」を認定するための手続を定めるものと理解している。しかし、資料を見る限り、制度の効果を客観的に評価するための成果目標やKPI(重要業績評価指標)が示されておらず、政府が既に全府省庁で進めているEBPM(証拠に基づく政策立案)や行政事業レビューの趣旨と十分に整合しているとは言えない。	本命令は、特定海外事業計画の提出方法等を規定するものであり、制度の効果を客観的に評価するための成果目標やKPI(重要業績評価指標)を示すものではありません。
99	特定海外事業は、日本の供給網や技術安全保障に直結するため、認定制度の運用状況を数値で把握しなければ、政策効果を評価できない。少なくとも以下のようなKPIを設定することが不可欠だと考える。 ・海外事業のリスク評価実施率 ・重大リスク発生件数の推移 ・リスク顕在化時の対応完了までの平均日数 ・特定重要物資の供給安定化への寄与度 ・海外拠点の操業停止リスクの低減率 ・代替調達先の確保数 ・現地での法令違反件数の推移 ・事業継続計画(BCP)の整備率 ・認定申請の審査期間の短縮率 ・認定後の報告提出期限遵守率	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
100	KPIを算出するためのデータは、以下のように収集すべきである。 ・経済産業省が、海外事業のリスク評価、供給途絶リスク、認定申請・審査・報告の管理データを体系的に整理すること ・内閣府（経済安全保障担当）が、国際情勢や海外事業の安全保障上の影響を分析すること ・民間企業が、海外事業の運営状況、現地リスク情報、BCP整備状況、供給量・操業状況を適切に報告すること ・外務省・在外公館が、現地の政治・治安情報、法令違反・行政対応の情報を提供すること これらを統合することで、特定海外事業制度の効果を客観的に評価できるようになる。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
101	行政手続法39条2項が求める「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名および根拠法令の条項が明示されていること」について。 今回の命令案は、経済安全保障推進法に基づくものであることは示されているが、一般の国民が「どの法令のどの条項に基づき、何がどのように変わるのか」を直感的に理解できるほど具体的・明確に書かれているとは言い難い部分がある。 行政手続法39条2項の趣旨は、国民が命令等の内容と法的根拠を理解し、適切な意見を述べられるようにすることである。この基本的なルールを十分に満たしていない状態が続くと、行政への信頼が損なわれ、結果として真面目に働いている多くの公務員の方々にとっても不利益となる。 関係する行政官の皆様には、「国民に分かりやすく説明することは、自らの仕事と制度への信頼を守ることにもつながる」という観点から、命令案をより具体的かつ明確に示し、根拠法令の条項を丁寧に明記してほしい。	本命令案の概要にも記載しておりますが、本命令は、推進法第85条の3第1項の規定に基づき、特定海外事業計画の提出方法等について規定するものです。 頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
102	本案件には現時点で成果目標およびKPIが明示されていないように見受けられますので、以下の点を説明してほしい。 政府は既に、全府省庁・原則全事業を対象としてEBPMや行政事業レビューを実施している。その趣旨に照らし、本案件について成果目標および客観的な効果検証指標が設定されていないのであれば、その理由を明確に示してほしい。 そのうえで、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値および達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してほしい。KPIは欧米では一般的に用いられているものと聞いているので、必要であれば欧米の関係者にも確認してほしい。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
103	「客観的な成果目標やKPI」は、思いつくものを全て並べれば良いというものではない。記録項目が過度に増えれば、現場での勘違い・見逃し・誤記載が増え、結果として使えないデータになってしまう。限られた人員と時間の中で、最小限の負担で最大限の効果を得られるよう、記録項目を絞り込み、バランスの取れた制度設計を行っていただくことが重要である。 「客観的な成果目標とKPI」の設定と運用は、単に事務作業を増やすためのものではなく、少なからず人命を救う可能性を持つものである。鉄道事故などの事例でも指摘されているように、業務経験が長期に及ぶと、作業への「慣れ」から緊張感が薄れ、確認不足や手順の省略といったミスが増える傾向がある。そのような傾向があるかどうかを、KPIという数値データの増減で把握することで、危険性に気づく機会を作ることができる。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
104	最初から100パーセント完璧なKPIを作る必要はない。そもそも不可能です。未知のトラブルを事前にすべて知ることはできないからである。したがって、まずは50パーセント程度の完成度を目安に設定し、2か月ごと、あるいは半年ごとに見直しを行う運用を提案する。特に法学系出身の方々の中には「制度は最初から完全でなければならない」と考えがちな方もいるかもしれないが、現実には「何かを100パーセント完全だと判断できる人」は存在しないという事実を、ぜひ戒めとして心に留めてほしい。 その他不明点等があれば、高市内閣の関係責任者や片山財務大臣とも連携しつつ、EBPMの趣旨に沿った形で本制度の改善を検討してほしい。 以上、特定海外事業制度の透明性向上と行政への信頼確保の観点から、成果目標およびKPIの設定、ならびに行政手続法39条2項の趣旨に沿った具体的かつ明確な計画の提示を強く願います。	頂いた御意見については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。